

国立療養所宮古南静園 標準文書保存期間基準

文書管理者：歯科医長

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	具体例	大分類	中分類	小分類	保存期間	文書管理規則の別表第2の 該当事項・業務の区分	保存期間終了時の措置
1 診療に関する事項	診療内容に関すること	職員の診療行為に対する診療録	・職員診療録	歯科	診療録等	職員診療録	5年		廃棄
	診療内容に関すること	入所者の診療行為に対する診療録	・入所者診療録	歯科	診療録等	入所者診療録			
	診療内容に関すること	職員・入所者以外の者への診療行為 に対する診療録	・診療録	歯科	診療録等	診療録			
	診療内容に関すること	診療行為に関する照射記録	・照射記録	歯科	照射記録等	照射記録			